

少額随意契約の基準額の見直しについて

1 改正の理由

令和7年3月25日付けで地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布され、近年の物価上昇や事務の効率化の観点を踏まえ、予定価格が少額である場合に競争入札によらずに契約が可能とされる「少額随意契約」の基準額が、令和7年4月1日より改定されたことから、施行令と同額の基準額を規定している財務規則について、今回の改定額に準じた改正を行うこととした。

2 改正の内容

○地方自治法施行令第167条の2第1項（別表第5関係）に規定する少額随意契約基準額の改定内容は下表のとおり。

※企業物価指数の上昇率（約1.6倍）を乗じた額

契約の種類	地方公共団体		国(参考)
	現行	改正後	改正後
一 工事又は製造の請負	250 万円	400 万円	400 万円
二 財産の買入	160 万円	300 万円	300 万円
三 物件の借入れ	80 万円	150 万円	150 万円
四 財産の売払い	50 万円	100 万円	100 万円
五 物件の貸付け	30 万円	50 万円	50 万円
六 前各号に掲げる以外のもの	100 万円	200 万円	200 万円

3 適用年月日

令和7年4月1日より施行する